

国土交通大臣  
石原伸晃殿

平成 15 年 11 月 21 日  
総合規制改革会議  
議長 宮内義彦

### 資料等提出依頼

11月6日の第14回総合規制改革会議アクションプラン実行WGにおいて、委員、専門委員から貴省に対して要求のありました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：12月1日(月) 17:00

原則として、提出された資料はホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についてもご回答いただきたくお願い致します。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

### 記

#### 1. 公共施設の管理・運営関係

(1) 貴省の説明によれば、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第7条第2項にもとづき、選定された民間事業者は、当該公共施設に関する個別法(道路法等)との調整規定を要せず当該公共施設の管理・運営等を行うことが可能とのことであったが、この趣旨は、民間事業者等が事実上の行為としての管理・運営を行い得るのみならず、公権力の行使が可能な法令上の管理者となり得るということか、ご教示いただきたい。

(道路、河川、空港、港湾、都市公園、下水道それぞれについてご教示願いたい)

仮に、選定された民間事業者が公権力の行使が可能な法令上の管理者となり得ない場合は、どのような行為が公権力の行使にあたるとして為し得ないのか、上記の各公共施設それぞれについてご教示願いたい。

既に上記のご説明の趣旨を関係者等に対しても通知により周知されているとのことであるが、当該通知を資料として添付願いたい。

- (2) 都市公園や港湾において既に可能となっている「指定管理者制度」を活用した民間事業者等による公共施設の管理・運営について、これを道路、河川その他の公共施設においても可能とすることについて、貴省の見解をお示しいただきたい。

## 2. 公共施設の占有関係

- (1) 道路や河川敷地等の占有については許可基準が必ずしも明確ではなく一部が既得権益化しているとの指摘を踏まえ、基準の明確化・弾力化を図りつつ、占有料を経済合理性の観点から利用価値に応じたものに見直すべき、あるいは公平性の確保、地域の合意形成の観点から「入札制」を導入すべきとの意見について貴省の見解をお示しいただきたい。
- (2) 都市再生プロジェクト（大阪・広島）における河川占有に関する占有主体、占有施設等の要件弾力化等の取組みについて、河川管理や流域の安全上支障がない等の許可要件を明確化した上で、当該措置の全国展開を図ることについて貴省の見解をお示しいただきたい。
- (3) 立体道路制度については、「規制改革推進3か年計画」において、「(前略)都市計画上の位置付けを明確にすること等により道路空間と建築物の立体的利用を図ることについて検討」し「平成15年度以降結論」を得る旨閣議決定がなされているところであるが、公共施設の有効利用を図り、街並みの連続性、街の賑わい創出等に資するため、この検討を前倒し、例えば平成16年度中に結論・措置することについて貴省の見解をお示しいただきたい。

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ますことをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）(抜粋)

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。